

正 誤

昭和48年3月2日付け岩手県報第7195号登載都市計画区域の変更（昭和48年岩手県告示第282号）

| 誤 | 正 |
|--|--|
| <p>(1) 花巻市糠塚、北湯口、大畑、柗の目、狼沢、田力、上似内、轟木、北笹間、南笹間、矢沢及び高木</p> <p>(2) 花巻市二枚橋第1地割から第4地割まで及び第6地割の一部</p> <p>(3) 花巻市台第2地割の一部</p> <p>(4) 花巻市湯本第3地割から第19地割まで</p> | <p>(1) 花巻市糠塚、北湯口、大畑、柗の目、狼沢、田力、上似内、轟木1地割から19地割まで、北笹間、南笹間、矢沢、高木及び下根子の一部</p> <p>(2) 花巻市二枚橋第1地割から第4地割まで</p> <p>(3) 花巻市台第2地割の一部、第3地割の一部、第4地割及び第5地割の一部</p> <p>(4) 花巻市湯本第3地割から第18地割まで及び第19地割の一部</p> |
| <p>(7) 花巻市葛第5地割から第15地割まで</p> <p>(8) 花巻市東宮野目第2地割から第9地割まで、第10地割から第12地割までの各一部及び第13地割</p> <p>(9) 花巻市下似内第1地割から第8地割まで、第9地割の一部、第10地割から第16地割まで及び第17地割の一部</p> <p>(10) 花巻市湯口字水上、字細野、字坂ノ上、字渡、字佐野、字天王、字松原、字鳥谷、字古堂、字上川原、字西田、字的場、字田屋、字石川原、字二ツ堰、字蟹沢、字平林、字鴻ノ巣、字反目、字山根、字根岸、字銭谷、字新田、字鍋倉、字膝立、字円万寺、字西晴山、字上根子及び字松沢の一部</p> <p>(11) 花巻市太田第3地割から第10地割まで、第21地割及び第26地割から第67地割まで</p> <p>(12) 花巻市笹間第5地割から第16地割まで</p> <p>(13) 花巻市東十二丁目第1地割から第9地割まで、第11地割、第26地割及び第28地割</p> | <p>(7) 花巻市葛第5地割から第19地割まで</p> <p>(8) 花巻市東宮野目第2地割から第9地割まで及び第10地割の一部</p> <p>(9) 花巻市下似内第1地割から第9地割まで、第10地割の一部、第12地割及び第13地割</p> <p>(10) 花巻市鍋倉の一部、膝立、円万寺の一部、西晴山、上根子並びに湯口字松原、字鳥谷、字古堂、字上川原、字西田、字的場、字田屋、字石川原、字二ツ堰、字蟹沢、字平林、字鴻ノ巣、字反目、字山根、字根岸、字銭谷、字新田及び字松沢の一部</p> <p>(11) 花巻市太田第3地割の一部、第4地割の一部、第5地割、第6地割の一部、第7地割から第10地割まで、第21地割及び第25地割から第68地割まで並びに柗内14地割の一部</p> <p>(12) 花巻市中笹間5地割から12地割まで、13地割の一部、14地割の一部、15地割、16地割及び17地割の一部</p> <p>(13) 花巻市東十二丁目第1地割から第15地割まで及び第20地割から第26地割まで並びに高松第1地割から第9地割まで、第10地割の一部、第11地割の一部、第26地割の一部、第27地割、第29地割の一部及び第31地割の一部</p> |
| <p>(16) 稗貫郡石鳥谷町北寺林第2地割から第11地割まで</p> | <p>(16) 稗貫郡石鳥谷町北寺林第2地割から第5地割まで及び第7地割から第11地割まで</p> |